

支給認定申請

支給認定申請ができる方・申請の受付窓口

【支給認定申請ができる方】

次の要件全てに該当する場合に支給認定申請を行うことができます。

なお、**患者が18歳未満の場合は保護者が申請者になります。**

- 指定難病にり患している
- 埼玉県内に住所がある（さいたま市を除く）

【受付窓口】 住所地を管轄する保健所（裏表紙参照）

【受付時間】 平日午前8時30分～午後5時15分

申請に必要な書類については
11～23頁をご覧ください。

※ さいたま市にお住まいの方は、さいたま市が医療給付に係る事務を管轄しています。各種申請等の
手続については、さいたま市保健所までお問合せください。

※ 支給認定申請をされる際は、必要書類に不足がないか提出前に住所地を管轄する保健所へご確認いた
だくことをお勧めしております。

※ 18歳未満の方は「小児慢性特定疾病医療費助成制度」に
該当する場合がありますので、そちらもご確認ください。

埼玉県 小児慢性特定疾病 🔍

認定基準

支給認定の対象になるのは、次の1及び2の両方を満たす方となります。

1 指定難病にり患している（病状の程度が医学的審査の基準（診断基準）を満たす。）。

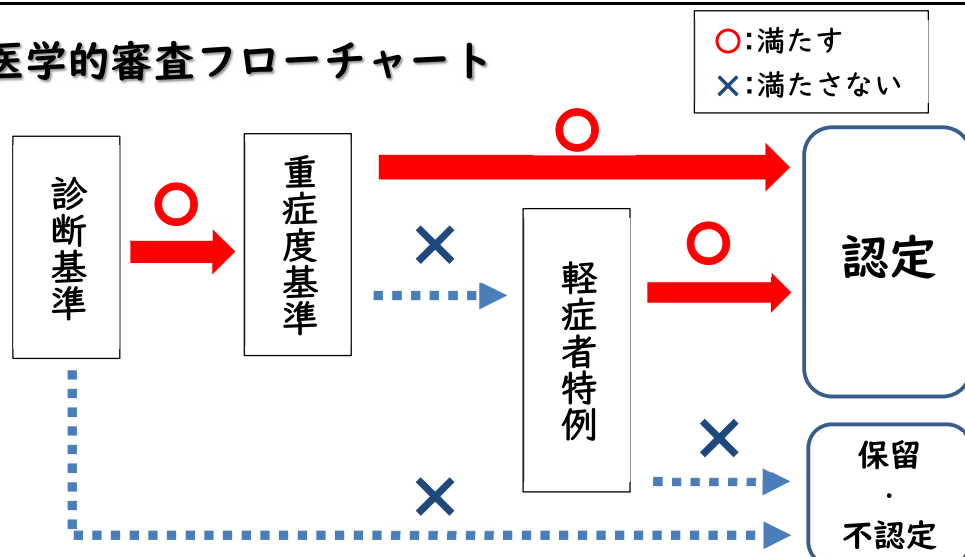
注）指定難病ごとに診断基準と重症度基準の2つの基準が設けられています。各保健所の窓口
で配布しているほか、厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。

2 次の①②の両方又はいずれかに該当する。

① 病状の程度が医学的審査の基準（重症度基準）を満たす。

② 指定難病にり患しており、医療費を考慮する期間において指定難病に係る医療費総額（10割負担額）が33,330円（自己負担額ではありません。）を超える月が3か月以上ある。【軽症者特例】

医学的審査フローチャート



○軽症者特例の「医療費を考慮する期間」

医療費を考慮する期間とは次のア・イのいずれか短い期間をいいます。この期間以外は対象となりませんのでご注意ください。

- ア 支給認定申請した月から起算して12か月前の月までの期間
- イ 指定難病を発症した年月から支給認定申請した月までの期間

【医療費を考慮する期間の例】

- 支給認定申請をした日：西暦2025年 5月15日
- 指定難病を発症した年月：西暦2024年10月 ※ 臨床調査個人票の基本情報「発症時期」に基づきます。

⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
6月	7月	8月	9月	10月	11月	2024年 12月	2025年 1月	2月	3月	4月	5月
12月前				発症							申請

アの期間：2024年6月～2025年5月

イの期間：2024年10月～2025年5月

短い期間
を適用

【医療費を考慮する期間】
2024年10月～2025年5月

○軽症者特例の「医療費総額33,330円」

医療費総額とは、指定難病の治療等（診察や投薬など）にかかった医療費（10割分）をいいます。患者が加入している健康保険の自己負担割合ごとの「医療費総額33,330円」の目安は以下のとおりです。

患者が加入している健康保険の自己負担割合	1か月の自己負担額の合計（目安）
3割	10,000円
2割	6,670円
1割	3,330円

軽症者特例に該当する者として申請を行う場合、医療費を考慮する期間において医療費総額33,330円を超える月の医療費申告書を3か月分記入して申告していただく必要があります（記入した医療費に係る領収書等（コピー可）の添付も必要です。）。

【医療費申告書の記入例】

令和〇〇年 5月分 医療費申告書

住所 〇〇市△△-1

指定難病である 〇〇〇〇病
※かかっている疾病名

病院や薬局が発行した領収書等の
保険点数合計欄の点数の10倍
(合計金額が記載されている場合はその金額)を記入

受診日	病院・薬局などの名称	医療費の内訳	
		治療内容・ 医療品名など	かかった医療費(円) (10割分)
10日	□△内科クリニック	診療、検査、処方、 手術、注射など	5,520円
12日	〇×薬局	〇〇×× (薬の名称など)	28,740円

病院や診療所で受けた治療等の
概要をわかる範囲で簡単に記入